９月分　　No.１

件　名	ぎふっこ育児サポート事業について
受付日	令和８年９月１日
ご意見・ご提案の概要	子育て支援策のぎふっこ育児サポート事業の対象期間について疑問を感じている。 対象となる子どもの出生期間が「令和５年４月２日から令和９年４月１日まで」と定められているが、４年間と限られている。 例えば、３人の子ども全員が対象になるためには、非常に短い期間の中で３人出産する必要があり、短期間に３人産まなければ、３人目に対する２万円の支援を受けることができないと受け取れる。 少子化対策や子育て支援を目的とするのであれば、「この期間に生まれた子どもだけ」という出生期間による線引きではなく、一定年齢以下の子どもを対象とするなど、公平な制度に見直してほしい。
県の考え方	本事業は、物価高騰下における子育て世帯の負担を軽減するため、今年度、幼児教育・保育無償化の対象とならないお子様（令和５年４月２日以降の出生）の保護者をサポートすることを目的としております。 お子様が第１子・第２子の場合は１万円分、第３子以降の場合は２万円分の電子クーポンを発行することとしています。例えば、第１子、第２子が対象期間内に出生していない場合であっても、第３子以降のお子様が対象期間内に該当していれば、２万円分の発行対象となります。 このため、短期間に３人産まなければ第３子への支援が受けられないものではありませんので、ご理解ください。
担当課	子ども・女性部　子育て支援課